

葛飾区人権啓発紙 Vol.8

こんにちはは人権

12月4日～10日は人権週間

発行・編集／葛飾区総務部人権推進課
〒124-0012
葛飾区立石 5-27-1 ウィメンズパル内
☎03-5698-2211



右上から、時計回りに

- 松上小学校の児童・先生
- 東水元小学校の児童・先生
- 細田小学校の児童が咲かせた花

思いやりのあふれるまちへ みんなで築こう人権の世紀

人権とは、誰もが持っている、人間らしく幸せに生きる権利です。その人権を大切にしておくためには、私たち一人ひとりが、お互いの違いや個性を認め合い、相手の気持ちを考えて行動をしていくことが重要です。

現在、いじめや虐待、DV、ストーカー行為のほか、特定の民族や国籍の人々に対する差別的な表現など、他人を傷つけるような問題も起きています。この人権週間を機会に、一人ひとりが人権の尊重を実践し、お互いに助け合いながら、思いやりのあふれるまちにしていきたいと思います。

人権擁護委員は、相手の気持ちへの思いやりの心を育てます。

人権擁護委員とは、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしています。

◆人権身の上相談

第1火曜日午前10時～午後3時 区役所2階区民相談室
人権侵害をされて困った、悩んでいる、などの相談を受けます。気軽に相談ください。予約は不要です。

◆人権に関する講話(全国中学生人権作文コンテスト)

全国中学生人権作文コンテストの一環として、生徒は人権擁護委員から人権に関する講話を聞き、作文を書くことにより、人権尊重の重要性や必要性の理解を深めます。今年度、双葉中学校・大道中学校・青葉中学校が作文コンテストに参加しました。

◆人権の花運動

児童は草花を育てることをとおして生命の尊さを学び、児童に思いやりの心が育まれます。今年度、松上小学校・細田小学校・東水元小学校が人権の花運動に参加しました。

各学校の児童は、協力して種まきや草花への水やりを行い、赤色や黄色などの鮮やかな花(マリーゴールド、サルビア)を咲かせました。

人権週間記念講演会のお知らせ

悲しみを乗り越えて～被害者遺族というもの～

- 講師 小林 賢二 (こばやしけんじ) さん
(殺人事件被害者遺族の会「宙(そら)の会」会長・
(柴又3丁目女子大生殺人・放火事件被害者遺族)
※手話通訳、要約筆記、補聴システムあり
- 日時 平成27年12月10日(木)
午後2時～午後4時(開場午後1時30分)
- 場所 葛飾区男女平等推進センター多目的ホール(ウィメンズパル内)
定員200名、当日会場先着順。入場無料。
- 託児 1歳以上の未就学児が対象
(12月3日(木)午後5時までに人権推進課に要予約)
- 主催 葛飾区、葛飾区教育委員会、葛飾地区人権擁護委員会
- 問い合わせ・託児申し込み 人権推進課(☎03-5654-8148)

平成27年度啓発活動年間強調事項

- ◆ 女性の人権を守ろう
- ◆ 子どもの人権を守ろう
- ◆ 高齢者を大切にする心を育てよう
- ◆ 障害のある人の自立と社会参加を進めよう
- ◆ 同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- ◆ アイヌの人々に対する理解を深めよう
- ◆ 外国人の人権を尊重しよう
- ◆ HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- ◆ 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- ◆ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ◆ インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- ◆ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ◆ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ◆ 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- ◆ 性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ◆ 人身取引をなくそう
- ◆ 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

女性の力で社会を変える 加藤千恵さん

内閣府では平成27年度の男女共同参画週間に「身近な女性の活躍を地域ぐるみで応援するキャッチフレーズ～女性の力を活かして元気な地域社会をつくるために～」を募集し、「地域力x女性力=無限大の未来」に決定しました。安倍内閣は「すべての女性が輝く政策パッケージ」で男女共同参画センターなどの多様な主体からなる地域のネットワークづくりを支援するとしています。女性の力で社会は変わるのか。当センターの「心が元気になる女性学講座」などでジェンダー学について講義していただいている加藤千恵さんに女性と社会について寄稿していただきました。

(内閣府HPおよび首相官邸HPより一部抜粋)



日本は104位。何の数字かご存知ですか。これは各国の男女格差を表したジェンダーギャップ指数の順位ですが、日本の104位は先進国の中で最下位です。

日本の女性ってそんなに虐げられている？と疑問に思う方がいらっしゃるかもしれません。しかし不平等や差別とは、そこで生活している気がつかないけれど外から見るとわかる、そういうものではないでしょうか。

イメージは変化する

私たちが当たり前のように聞かされてきた「男は仕事、女は家庭」、「男は強く、女は優しい」、「男が先(主)で、女はあと(補助)」という性別に基づいたイメージは容易に消えるものではありません。それでも、男性向きと思われていた分野に女性が進出したり、もっと子育てに関わりたくて男性が考えるようになったり、固定的なイメージを変える出来事は増えています。

人々の関心が高い防災の分野についても、いざ何かあった時、男性が女性を保護するという視点だけでは女性たちが抱える困難を解決するには限界があることが理解されるようになってきました。むしろ女性が活動の中心に

によって妊産婦、子ども、高齢者、ハンディキャップのある人、性的少数者など多様な人たちのニーズに対応できるようになることから、避難所の運営方法に男女共同参画の視点を入れる動きも活発になっています。

格差を減らすために

今年8月、「女性活躍推進法」(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)が成立しました。30人以上の労働者を雇用する事業主は、平成28年4月1日までに、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行うことが義務づけられました。

どのくらい女性を採用しているか(男性に偏っていないか)、勤続年数に男女差はあるか、労働時間どうか、女性の管理職はどのくらいいるかを把握し、事業主は男女の格差や偏りを減らすための計画を作ります。会社だけでなく自治体や学校法人も対象となります。労働者が300人以下の事業主には努力義務となりますが、やらなくていい、ではなくできることから取り組んでほしいと思います。

地域や家庭、職場で次の世代を育てる立場になります。次の世代を担う彼らに、どういう社会を手渡したらよいのかと考えるとき、性別によって役割が固定されてしまうのは少し窮屈ではないかと思えます。

男女共同参画の動きは、一緒にやりませんか?という、女性から男性へのプロポーズです。経済も教育も政治も家庭も地域も、どちらか一方の性別に偏らないようにすることで、いろいろな立場の人を受け入れる基礎ができます。それは意思決定と責任を分かち合う社会であり、だれにとっても居心地の悪くない社会だと思えます。

この頃「多様性(ダイバーシティ)」という言葉が耳にするようになりました。社員の多様な属性(国籍、人種、性別、年齢、障がい、宗教、性的指向など)に配慮することで組織が柔軟になり活性化した企業もあります。

主に男性が担ってきた分野に女性が参画していくことは、多様な社会的背景や価値観をもった人たちが理解し尊重し合える社会に成長していく契機になるだろうと期待しています。

(東京女学館大学 加藤千恵)

葛飾という地域のつながりを活かして～学び、気づく、変えられる～

長年葛飾で地域に根ざした活動を続け、また啓発講座講師としても活躍しているお二人に 地元への思いとつながり、その活動についてお話を伺いました。

地元のみなさんが気軽に相談できる弁護士でありたい

野田 美穂子さん

葛飾のために弁護士として様々な活動をなさっていますが、その原動力は何ですか?

生まれも育ちも葛飾です。父が自宅を司法書士をしていたので、近所の人と相談が訪ねて来られるのが私にとって日常の風景でした。それが、弁護士としての私の原点でもあります。

都心まで行かなくても、地元で気軽に相談できる場所であること、そして、下町の飾らない人柄のみなさんを応援する弁護士であること、こんなことをモットーに地域で法律事務所を開いています。

葛飾で子どもを育て、仕事を続けてきたこと、慣れない子育てをどうにか乗り切れたのも、保育園のみなさんや、そこで助け合えた保護者の仲間のおかげだと思います。経験の中から気づいたのは、子育て中の女性が相談に来るとき、子どもの預け先にとって悩んでいることでした。それな

で、遠慮なくお子さんを連れて来られるよう配慮するようにしています。

あらゆる場面で、のきめ細かい子育て支援は、社会にとっても大切なことだと思っています。

野田さんの活動の中心的テーマは何ですか?

地域に密着する活動のほか、子どもたちの人権に関わる問題に取り組んでいます。特に、児童虐待をはじめとする家庭における子どもたちのことを主なテーマとしています。

「ご存じのとおり児童相談所での児童虐待の相談件数は、毎年急増が続いています。乳幼児期から高齢児の自立支援まで、課題山積ではありますが、解決していくためには様々な機関の連携が不可欠です。私たち弁護士はこれらをつなぐ役割、法的にサポートする役割を果たすとともに、一般のみなさんに、子どもたちの思いや社会の問題を知っていただくために、いろいろなお話しする機会を作りたいと思っています。



プロフィール 野田 美穂子さん
東京都葛飾区出身。
1991年 弁護士登録(東京弁護士会)
東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員、東京都児童福祉審議会委員、葛飾区男女平等苦情調整委員会委員、葛飾区男女平等推進審議会委員、男女共同参画講座講師

女性のここらからの専門家、助産師の事をもっと知って欲しい

井出陽子さん



プロフィール 井出陽子さん
助産師、公益法人 東京都助産師会 足立葛飾分会会長 [NPO法人さんばはうす葛飾 理事長]。葛飾区の「こんにちは赤ちゃん」、「ハローベビー教室」、「休日パパママ学級」を担当。子育て支援センターでの講座講師、男女平等推進センターのママパパ向け講座「産後うつ予防と骨盤体操」講師。

助産師であり2人のお子さんのお母さんでもある井出さんの幅広い活動の原動力は何ですか?

二人の子どもを育てる過程で、女性に寄り添い、力になる存在が必要だと思いました。そして自分自身が、女性に寄り添う人(Midwife(助産師))でありたいと考えました。これが現在の活動の原動力です。助産師の守備範囲は女性の妊娠出産期だけでなく、赤ちゃんから、更年期、老年期まで。女性に寄り添う存在が地域にいる。

女性のここらからの専門家である助産師の事をもっと皆さんに知って欲しいという思いから、いろいろな相談や教室、講座という活動をしています。

葛飾区で子どもを育て、仕事を続けて感じることは?

私が接する葛飾のおかあさんたちは良い意味で大雑把でフレンドリー。おらかに子どもと接しています。周りのおかあさんたちとのコミュニケーションの取り方も上手です。保育園の前の立ち話でいろいろな悩みや悩みが解決しているイメージです。

私自身もつやがって葛飾で子どもを育ててきたから、葛飾でいろいろな活動や仕事を頑張るのではないかなと思っています。

ママパパ向け講座の講師として感じることは?

男女平等推進センターの講座はパパが0歳児との遊び方講座をしている間に、ママが骨盤体操と講義を聞くという形式なので赤ちゃん同伴の他の講座とはあきらかに雰囲気違います。

0歳児の子育て中は常に子どもと一緒にいることがあたりまえなので、赤ちゃんと離れて最初は不安そうなお母さんたち。でも講座に集中し解放感を味わい1時間半体操をした後は明らかにリフレッシュしています。お母さんが元気なことが子育てへの力になるので大変良い時間だと思います。パパにもママ抜きで赤ちゃんと過ごした自信やママへの気遣いが感じられます。時にはママが赤ちゃんと離れることで気づけることもたくさんあります。

子育て中のママやパパ向けに葛飾区ではいろいろな講座や教室があるのでぜひ参加してほしいですね。

講座報告 傷ついたところのケア講座

DVやモラルハラスメント、パワーハラスメントなどの様々な暴力で傷ついた心を抱えている女性を対象に、自分らしく生きるための一歩を踏み出すための講座(全3回)を開催しました。毎回、最後にアート作品を制作し、心を癒す大切な時間となりました。



講師NPO法人レジリエンス 西山 さつきさん

- ★受講生からの感想★
- とてわかりやすく今私がかかえているモヤモヤが何だったのか知ることが出来たと思います。これからの人生に役立てていきたい。
 - そうそうと頷くことが多く自分の体験を言葉で整理してもらったことが良かったです。まだ落ち込むことが多いですが、自分にできることを見つけて前向きに生きていきたいです。
 - セルフケアの方法を知ることができて良かったです。私は毎日たくさんのエネルギーを使って頑張っているんだなあ、自分をほめたいと思いました。



ひとりで悩まないで～女性のための相談窓口があります～
男女平等推進センター 03-5698-2211
毎週月・木10時～17時(要予約)
東京ウィメンズプラザ 03-5467-2455
毎日9時～21時(年末年始を除く)



プロフィール 加藤千恵さん
東京女学館大学国際教養学部教授
慶応義塾大学大学院社会学研究科修了(社会学修士)
民間企業の組織開発部門に勤務後、2児を出産、放送大学、専修大学等非常勤講師を経て平成14年より現職。
東京女学館大学では「リーダーシップとジェンダー」、「教育とジェンダー」他、東洋英和女学院大学(非常勤講師)では「女性の働き方」の授業を担当。
文部科学省GPIに選定された「10の底力」プログラムで女性のキャリア教育・リーダーシップ教育を推進する。
現在、川崎市男女平等推進審議会会長、中野区男女平等専門委員。

男女平等とは、人権とは 知識と歴史と情報がここに 男女平等推進センター図書資料室をご利用ください

葛飾区男女平等推進センター図書資料室は平成元年(旧称)女性センターの開館と同時にスタートしました。

《社会関連の専門書が中心、貴重な復刻版も所蔵》

小さな図書資料室ですが男女共同参画や女性問題、人権問題に関する本を中心に集めており、約12,500冊の蔵書のうち女性史、家族・家庭関係、婚姻・離婚、性問題などの社会関係資料が4割を占めます。



歴史資料的に価値のある雑誌「女エロス」や「あごら」、女性運動の起源ともいえるべき貴重な「青鞥」「婦人新聞」の復刻版も手に取ってご覧になれます。いわゆる女性誌だけでなく「女性展望」「女性情報」「We」「We learn」など女性問題や女性情報の専門性の高い雑誌も利用者に提供しています。



《学習のための特設コーナー》

『DV(ドメスティック・バイオレンス)』、『女性のこころとからだ』、『妊娠・出産・育児』など女性のためのコーナーや、差別や格差など人権に関する本を集めた『人権コーナー』を特設しているのもこの図書資料室の特徴です。男女共同参画に関する学習などに役立つように婦人白書や男女共同参画社会データ集などの統計資料や他自治体の男女共同参画に関する資料も数多く所蔵しています。



《区立図書館と同じ図書館システム》

葛飾区立図書館の利用カードで資料の貸出ができます。図書検索機「はてなくん」で区立図書館の本の検索・予約ができ、ブックポストもあります。ジェンダーやDV、セクシャル・マイノリティなどに関する話題の新刊書も提供しています。おうちのように寛いで本が読めるお子さんのための絵本コーナーもありますので、図書資料室にぜひお立ち寄りください。

男女平等推進センター図書資料室
(ウィメンズパル2階)
閲覧席6席
開室時間：月曜日～金曜日
午前9時～午後5時
休室日：土曜日・日曜日・祝日
年末年始・特別整理期間

同和問題を解決するために

「同和問題」とは一体何でしょうか。「同和問題」と聞いて、「同和問題ってなんだろ?」と思う方もいるかもしれません。

同和問題は、女性、子ども、高齢者や障害者などの人権問題と同様の、解決すべき重要な人権問題です。

人は、自分の意思で生まれる場所を選ぶことができません。にもかかわらず、本人や家族が生まれた場所によって差別をされるとしたら、理不尽で不合理なことです。

しかし、今なお、言われなき差別を受けている人がいるのです。

同和問題とは

封建時代の身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、現在もなおさまざまな形で現れている重大な人権問題です。

封建時代において、武器・馬具や多くの生活用品に必要な皮革を作る仕事や、地域の警備を行うなど、当時の生活に欠かせない役目を専門に担っていた人々がいましたが、彼らは住む場所、仕事、結婚、交際など、生活のすべての面できびしい制限を受け、差別されていました。

それらの人びとが住まわされていたところが「同和地区(被差別部落)」、それらの人びとに対する差別が「部落差別」といわれています。

◆今なぜ同和問題を考えるのだろうか

そもそも、私たちは今なぜ、同和問題を考え、解決していく必要があるのでしょうか。

それは、同和問題に関する差別が後を絶たず、そのために怒りや悲しみ、苦しみを感じている人々がいるからです。

たとえ自ら被差別部落出身者であることを強く意識していなくても、部落差別が起こるたび、自分の平穏な生活が脅かされるのではないかと常に不安を抱いている人たちがいるからです。

では、実際にどんな不安を抱いているのでしょうか。身近な例をご紹介します。

●結婚に関して

自分は被差別部落出身者だが、自分の子どもが結婚する時に、それが悪い影響を与えてしまうのではないかと。本来、結婚は結婚するふたりの合意があればよいはずだけれども、家族が被差別部落出身者であることが相手方にわかったとき、子どもが結婚を断られてしまうのではないかと…。

●就職に関して

今、自分は就職活動中だが、友だちが会社の面接で本籍地や家族の職業を聴かれたという。本来、そんなことは仕事と関係ないので聴く必要はないし聴くべきではないと思うが、もし聴かれたときは、正直に答えないと不採用になってしまうのではないかと…。

あなたはこうした不安な気持ちをどう感じますか?

◆差別につながる身元調査

このように、人生の大切な節目である結婚や就職のときでも差別が起こっているのです。

また、こうした結婚や就職などのときに、身元調査を目的として、調査会社から依頼を受けた行政書士や司法書士が、職務上認められている権限を悪用して、不正に戸籍謄本や住民票を取得し、調査会社に渡していたという事件も頻繁に発生しています。

葛飾区では、さらに同和問題に関する差別落書きが発生しています。

●葛飾区内の差別落書き

平成13年以来区内各地で29件(60カ所)も発生しています。最近では、平成24年11月から5か月の間、選挙ポスター掲示板や立候補者のポスターなどに差別落書きが相次いで発生しました。

差別落書きは、被差別部落出身者の尊厳を傷つける重大な人権侵害です。

こうした落書きが長時間放置され、多くの人が目にすることで、さらに差別を助長する可能性があります。差別落書きは極めて悪質な行為です。

加えて、インターネットによる人権侵害が後を絶ちません。

インターネットの普及に伴い、その匿名性と気軽さから、インターネット上のプライバシーの侵害や名誉棄損が発生しています。特に、インターネット掲示板への個人情報無断公開や特定の個人を対象とした誹謗・中傷、悪質で差別的な書き込みが頻発しています。

こうした差別事象は、被差別部落出身者を傷つけ、生活を脅かすのみならず、そのまま放置しておくことで差別意識を拡大するおそれがあります。いわれなき差別により平穏な生活を脅かされている人がたくさんいることに、今一度真剣に向き合う必要があります。

◆みんなの力で同和問題を解決しよう

葛飾区では、区内をはじめ全国で差別事象が起こっていることを重く受け止めて、区民の方々に広く同和問題の理解を進めるとともに、その解決に取り組んでいます。

私たち一人ひとりが、自分にかかわる問題として差別の現実を知るとともに、人権侵害に対しては「しない」「させない」「見逃さない」という意識を常に持ち、行動することが大切です。